○世羅町都市計画審議会条例

平成16年10月１日条例第137号

改正

平成23年２月14日条例第１号

平成31年３月７日条例第２号

世羅町都市計画審議会条例

（設置）

第１条　都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の２第１項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、世羅町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。

（２）　町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。

（３）　都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長が都市計画上必要があると認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員12人以内で組織する。

２　委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第３条第１項及び第２項に規定する者のうちから町長が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。

４　委員は、再任されることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第４条　審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

２　審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

３　臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱し、又は任命する。

４　臨時委員はその特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員はその専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、建設課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成23年２月14日条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月７日条例第２号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。